

## 学童保育の指導員配置基準の堅持を求める意見書

学童保育は、就労等の理由により家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して生活できる「毎日の生活の場」である。共働き・ひとり親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっている。こうしたなかで、学童保育には子どもが安全に安心して生活できることや、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをすることが求められている。

2014年に制定された省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「従うべき基準」として、支援の単位（概ね40人）ごとに「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが示されている。

ところが、内閣府設置の地方分権改革有識者会議において、指導員不足を解消する策として、指導員配置の「従うべき基準」の廃止、または参酌化の検討が進められている。

「従うべき基準」が廃止、または参酌化されることになれば、子どもたちの保育にあたるうえで必要な専門的な知識及び技能を有した「放課後児童支援員」をまったく配置しないことや、資格のない大人がたった一人で子どもたちの保育にあたることも起こり得る。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできない。指導員不足の解消にあたっては、処遇改善により行われるべきである。

よって、本市議会は、学童保育の『全国的な一定水準の質』を確保するために、「従うべき基準」を堅持し、指導員の処遇を改善することを国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年9月28日

堺 市 議 会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		